

訓令

埼玉県教育委員会訓令第二号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会被服貸与規程（昭和四十三年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

被貸与者は、貸与期間中に貸与された被服を亡失し、又は毀損したときは、貸与被服亡失（毀損）届（様式第一）を所属長に提出しなければならない。
様式第一を次のように改める。

様式第 1 (第 4 条関係)

貸与被服亡失 (毀損) 届

年 月 日

(所属長) 様

所属所名
職・氏名

下記のとおり貸与被服を亡失 (毀損) したのでお届けします。

記

- 1 被服の種類及び員数
- 2 亡失 (毀損) の年月日
- 3 亡失 (毀損) の場所
- 4 亡失 (毀損) の事由
- 5 毀損の程度

「 受領印	返納・亡損 (き損) 年月日	所長 属印	受領者 欄 確認	返納・亡損 (毀損) 年月日	所属長 欄 確認
----------	----------------------	----------	----------------	----------------------	----------------

に改める。

様式第三を次のように改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の埼玉県教育委員会被服貸与規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。